

第4章

入国手続き





1. マレーシアへの入国要件

- 1.1 パスポートまたは旅行証明書
- 1.2 ビザの要件
- 1.3 必要なパス

2. 外国人駐在員の雇用

- 2.1 外国人駐在員ポストの種類
- 2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

3. 外国人ポストの申請

4. 外国人労働者の雇用

入国手続き

1. マレーシアへの入国要件

1.1 パスポートまたは旅行証明書

マレーシアを訪れるすべての人は、有効なパスポートか、マレーシア訪問のために作成され国際的に認知された旅行証明書を所持していなければならない。これらの証明書は、マレーシア入国時から6か月以上の残存有効期限があるものでなければならない。

国ごとのビザの要件は下記の通り。

ビザを必要とする国

・ アフガニスタン*	・ コートジボアール	・ ミャンマー（一般パスポート）
・ アンゴラ	・ ジブチ	・ ネパール
・ ブータン	・ 赤道ギニア	・ ニジェール
・ ブルキナファソ	・ エリトリア	・ ルワンダ
・ ブルンジ	・ エチオピア	・ セルビア共和国およびモンテネグロ共和国
・ 中央アフリカ共和国	・ ギニアビサウ共和国	・ スリランカ
・ 中国	・ 香港（身元証明書）	・ 台湾
・ コロンビア	・ インド	・ 国際連合（通行証明書の所持者）
・ コンゴ民主共和国	・ リベリア	・ 西サハラ
・ コンゴ共和国	・ マリ	

ビザを必要とする英連邦諸国

・ バングラデシュ	・ ガーナ	・ ナイジェリア
・ カメルーン	・ モザンビーク	・ パキスタン

マレーシアが承認していないパスポートを所持している人は、パスポートに代わる文書とマレーシア在外公館により発行されるビザを申請しなければならない。ビザの申請は、最寄りのマレーシア在外公館で行うことができる。

マレーシアの在外公館がない国では、最寄りの高等弁務官か大使館に申請する。

1.2 ビザの要件

ビザとは、外国人のパスポートまたは承認された旅行証明書に、その所持者がマレーシア入国を申請し、許可を得たことを示す証明書である。

マレーシア入国の際ビザが必要な外国人は、入国前にマレーシアの在外公館にて事前にビザを申請し、取得しなければならない。

3か月超の滞在にビザが必要な国

• アルバニア	• ハンガリー	• ポーランド
• アルジェリア	• アイスランド	• カタール
• アルゼンチン	• アイルランド	• ルーマニア
• オーストラリア	• イタリア	• サンマリノ
• オーストリア（ウィーン）	• 日本	• サウジアラビア
• バーレーン	• ヨルダン	• スロバキア
• ベルギー	• キルギスタン	• 大韓民国
• ボスニア・ヘルツェゴビナ	• クウェート	• スペイン
• ブラジル	• キルギス共和国	• スウェーデン
• クロアチア	• レバノン	• スイス
• キューバ	• リヒテンシュタイン	• チュニジア
• チェコ共和国	• ルクセンブルク	• トルコ
• デンマーク	• モロッコ	• トルクメニスタン
• エジプト	• オランダ	• アラブ首長国連邦
• フィンランド	• ノルウェー	• 英国
• フランス	• オマーン	• ウルグアイ
• ドイツ	• ベルー	• イエメン

14日超の滞在にビザが必要な国

• イラン	• マカオ（旅行許可／ポルトガルの身元証明書）	• ソマリア
• イラク	• パレスチナ	• シリア
• リビア	• シエラレオネ	

1 か月超の滞在にビザが必要な国

• アルメニア	• グアテマラ	• パナマ
• アゼルバイジャン	• ギニア共和国	• パラグアイ
• バルバドス	• ハイチ	• ポルトガル
• ベラルーシ	• ホンジュラス	• ロシア
• ベナン	• 香港SAR	• サントメ・プリンシペ
• ボリビア	• カザフスタン	• セネガル
• ブルガリア	• ラトビア	• スロベニア
• カンボジア	• リトアニア	• スーダン
• カーボベルデ	• マカオSAR	• スリナム
• チャド	• マケドニア	• タジキスタン
• チリ	• マダガスカル	• トーゴ
• コスタリカ	• モルドバ	• ウクライナ
• エクアドル	• モーリタニア	• ウズベキスタン
• エルサルバドル	• メキシコ	• パチカン市国
• エストニア	• モナコ	• ベネズエラ
• ガボン	• モンゴル	• ジンバブエ
• ジョージア	• ニカラグア	
• ギリシャ	• 北朝鮮	

アメリカ合衆国の国民は、（雇用以外の）社交、商用、学術目的の訪問にはビザは不要。

イスラエル国民は、ビザとマレーシア内務省からの事前許可が必要。セルビア共和国とモンテネグロ共和国の国民は、ビザが必要だが、事前許可は不要。

アセアン諸国（ミャンマーを除く）の国民は、1か月未満の滞在にはビザは不要。1か月を超える滞在には、ビザが必要（ブルネイとシンガポールの国民を除く）。

上記以外の国（イスラエルを除く）からの国民は、1か月未満の社交目的の滞在には、ビザを持たずにマレーシアに入国できる。

注：

* ビザには、身元保証、つまりマレーシア入国管理局による認可が必要。

1.3 必要なパス

社交用または商用目的での入国申請以外の場合、訪問パスへの申請を、マレーシア到着前に行わなければならない。

パスは、認可された期間中の滞在許可をパスポートにおいて証明するものである。マレーシアを訪問する外国人は、マレーシアでの一時的な滞在を認めるビザ（必要な場合）とは別に、マレーシア入国の際にパスを取得しなければならない。

こうした申請にはすべて、マレーシア国内で保証人を立てなければならない。保証人は、必要な場合、その外国人の扶養やマレーシアから本国への送還に関して責任を負うことに同意する。

外国人訪問者に対して、マレーシア到着時に発給されるパスは下記の通り。

i. 訪問パス（社交）短期

訪問パスは、下記のような社交用や商用の目的で訪問する外国人に発給される。

- 会社の会合、会議またはセミナーに出席するか、会社会計に立ち会う、もしくは会社経営を円滑に行うためにマレーシアに入国する会社の所有者や代表者。
- 事業や投資の機会を探るため、または製造工場設立のために入国する投資家や企業家。
- 直接販売や流通に従事するためでなく、マレーシアで製造する予定の商品を紹介するために入国する外国企業の代表者。
- 不動産に関連した交渉、販売、リースのために入国する不動産所有者。
- マレーシアにおけるイベント等の取材のために入国するマスメディアの外国人ジャーナリストまたはレポーター（マレーシア内務省の許可）。
- スポーツ・イベントの参加者。
- 国内の大学で試験を受ける、または親善使節団に参加する学生。
- 入国管理局の長官によって認可された、上記以外の活動のため入国する訪問者。

これらのパスで就労したり、新規機械の設置や工場建設の監督をしたりすることはできない。

ii. 訪問パス（社交）長期

長期社交訪問パスは、6か月以上、マレーシアに一時的に滞在する外国人に発給される。訪問者の適格性や一定の条件を満たすことにとって、パスは延長できる。

マレーシア人と結婚し、長期社交訪問パスを保持する外国人配偶者は、社交訪問パスを雇用パスや訪問パス（一時雇用）に変更することなく、任意の形態の雇用、事業、専門的職業に従事することが認められる。

iii. 訪問パス（一時就労）

このパスは、24か月未満の就労のためマレーシアに入国する外国人に発給される。

iv. 雇用パス

このパスは、最低2年間、就労のためマレーシアに入国する外国人に発給される。雇用パスは、申請者が関連認定機関から外国人駐在員ポストの認可を取得した後、発給される。

v. 専門業務用訪問パス（PVP）

代理店との短期契約に基づき入国する外国人に発給される。

対象となる外国人の就労分野は以下の通り。

専門家/ ボランティア	<ul style="list-style-type: none">• 招待された講師/講演者• 機械の導入やメンテナンスに関する専門家• 職業訓練の提供者など• https://esd.imi.gov.my
アーティスト	<ul style="list-style-type: none">• 撮影や上演のために入国する者。アルバムや新製品のプロモーションのために入国する者など• https://epuspal.kkmm.gov.my
宣教師 (イスラム教、 またはその他 の宗教)	<ul style="list-style-type: none">• 国際機関の職員• マレーシア政府が認知した研究者• 宗教的目的で入国する者• プトラジャヤ入国管理局査証部

パスの有効期間はさまざまだが、いずれも1回につき12か月未満である。

申請は、関係代理店が提出する。

vi. 扶養家族パス

このパスは、外国人駐在員の家族に与えられる。扶養家族パスは、雇用パス所有者の配偶者、子ども（18歳未満）、内妻に対して発給される。このパスは、雇用パスの申請と同時に、雇用パス発行後に申請することができる。

vii. 学生パス

このパスは、マレーシア高等教育省の認可を受け、マレーシア内務省が外国人留学生の受け入れを許可した教育機関の講座を履修するため、マレーシア国内で就学することを希望する外国人に発給される。

注：詳細については以下を参照。

<https://educationmalaysia.gov.my>

2. 外国人駐在員の雇用

マレーシア政府は、最終的にはマレーシア人があらゆるレベルの職において訓練を受け、雇用されることを望んでいる。従って、企業がより多くのマレーシア人を訓練し、組織内のすべてのレベルにおける雇用パターンが、マレーシアの複合民族的構成を反映することが奨励されている。

しかしながら、熟練したマレーシア人が不足している分野においては、企業は「キー・ポスト」や「タイム・ポスト」といった外国人駐在員を配属することが認められている。キー・ポストとは、恒久的に外国人を配属するポストで、タイム・ポストとは、定められた期間中に配属する役職である。

2.1 外国人駐在員ポストの種類

駐在員とは、下記の職責を実行する資格がある外国人である。

i. キー・ポスト

マレーシアで操業する外国資本の非公開会社における上級管理職ポストである。キー・ポストは、企業にとって利益や投資を保護するために必須なポストである。外国人駐在員は、目標や目的達成のための企業方針の決定に対して責任を負う。

ii. タイム・ポスト

a) エグゼクティブ・ポスト

中間管理職や中級専門職のポストである。このポストは、該当する職務に関連した専門的資格、実務経験、技能、専門知識を必要とする。外国人駐在員は、会社の方針の実行や従業員の指揮に対する責任を負う。

b) ノンエグゼクティブ・ポスト

特定の専門技術または実践的スキルと経験を必要とする技術系職務を果たすためのポスト。

2.2 外国人駐在員の雇用に関するガイドライン

外国人駐在員を雇用するには2段階のステップがある。

- i. 事業の性質によって定まる関連公認機関による駐在員ポストへの申請。
- ii. 認定機関による駐在員ポストの認可を受けた後、企業は雇用パスの証明書を入国管理局に申請しなければならない。

製造業、研究開発、ホテルおよび観光事業、その他のサービス業を営み、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する税制優遇措置を申請する企業。

製造業、研究開発、4つ星以上のホテル、観光事業、その他のサービスを営み、マレーシア投資開発庁(MIDA)が管轄する免税措置に申請する会社は、下記の最低払込資本金を条件に、駐在員ポストを考慮する対象となる。

- i. 100%マレーシア資本の会社：250,000リンギット
- ii. 外国資本とマレーシア資本の共同所有：350,000リンギット
- iii. 100%外国資本の会社：500,000リンギット

キー・ポストの認可は、マレーシアで設立された会社で、外国からの払込資本金が100万リンギット以上であることが条件となっている。ただし、キー・ポストの数と外国からの払込資本金を直接関係づけてはならない。

タイム・ポストの認可には、下記の条件が課される。

- i. 最低基本給が5,000リンギット以上。
- ii. 学歴と経験の最低条件
 - a) 製造業企業
 - 学士号と関連分野での3年以上の経験。
 - ディプロマと関連分野での5年以上の経験。
 - 高校修了証書と関連分野での10年以上の経験、または企業が提案した学歴／経験のどちらか高い方。

b) 請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社

- 学士号と関連分野での3年以上の経験。
- ディプロマと関連分野での5年以上の経験、または企業が提案した学歴／経験のどちらか高い方。

c) 4つ星以上のホテルと観光事業

- 最低学歴が学士号でホテル／観光産業での5年以上の経験。

駐在員ポストの数は、各事例の利点に応じて考慮される。ただし、外国資本が100%または過半数を占める請負研究開発会社、研究開発会社、社内研究開発会社の場合は、研究開発職員の50%までとすることが条件となる。つまり外国人駐在員1人に対して、マレーシア人の研究開発職員1人という割合になる。ターム・ポストの期間は、最高5年まで考慮することができる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

経営統括本部 (OHQ)、地域開発会社 (RDC) と国際調達センター (IPC)、プリンシパル・ハブ

経営統括本部 (OHQ)、地域開発会社 (RDC)、国際調達センター (IPC)、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの申請は、下記の基準に基づき考慮される。

- i. 経営統括本部 (OHQ)、地域開発会社 (RDC)、国際調達センター (IPC) の場合、払込資本金が500,000リンギット以上。
- ii. プリンシパル・ハブの場合、払込資本金が250万リンギット以上。

駐在員ポストの数は、会社の要件に基づき考慮され、ターム・ポストの期間は最高5年である。

経営統括本部 (OHQ)、地域開発会社 (RDC)、国際調達センター (IPC)、プリンシパル・ハブの駐在員ポストへの認可には、下記が条件とされる。

- i. 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。
- ii. 学士号と関連分野での最低5年の経験、または会社によって提案された学歴／経験のどちらか高い方。
- iii. マレーシア資本の経営統括本部 (OHQ)、地域開発会社 (RDC)、国際調達センター (IPC) については、最低払込資本金が500,000リンギット以上であることを条件に、キー・ポストが考慮される。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

地域拠点 (RE) / 地域事務所 (RO)

地域拠点 (RE) / 地域事務所 (RO) の駐在員ポスト (ターム・ポスト) への申請は、下記の条件に基づき考慮される。

- i. 最低運営費が年間300,000リンギット以上。
- ii. 駐在員ポストの最低基本給は5,000リンギット以上。

ターム・ポストの数は、各事例の利点に応じて考慮される。ターム・ポストの期間は、地域拠点 (RE) / 地域事務所 (RO) のステータスの期間に応じて考慮される。駐在員の認可は、ポストと個人の両方に与えられる。

申請書は、マレーシア投資開発庁(MIDA)に提出する。

税制優遇措置のないその他のサービス業と規制のないサービス業

- i. 上記以外のその他のサービス業と規制のないサービス業のサブセクターの駐在員ポストの申請は、入国管理局に直接提出する。マレーシア投資開発庁 (MIDA) は、企業による入国管理局への駐在員ポストの申請をサポートするだけである。

漁業、畜産業、農業

- i. 漁業、畜産業、農業における、(優遇措置を受けない) 新規企業や既存企業の駐在員ポストへの申請は、マレーシア投資開発庁 (MIDA) に提出する。
- ii. 駐在員ポストの認可は、製造業に対して定められたものと同様のガイドラインと条件に則して考慮される。

3. 外国人ポストの申請

製造業や関連サービスセクターの新規企業や既存の企業 (拡張や多角化を伴わない事業も含む) による、外国人ポストの申請は、マレーシア投資開発庁 (MIDA) に対して行う。これは、製造業ライセンス取得が必要な企業も、製造業ライセンス取得を免除されている企業も対象となる。

入国手続きの詳細に関しては以下を参照。 www.imi.gov.my

4. 外国人労働者の雇用

マレーシアでは、製造業、建設業、プランテーション、農業、サービス業、家事使用人の分野において、外国人労働者を雇用することができる。

サービス業には、11のサブセクター（レストラン、清掃サービス、貨物運搬、ランドリー、ゴルフ・クラブのキャディ、理髪師、卸売/小売、繊維、金属/スクラップ/リサイクル事業、福祉施設、ホテル/リゾート・アイランド）がある。

下記の特定の国の国民だけが、認定されたセクターで就労することができる。

認可セクター	国籍
<ul style="list-style-type: none"> 製造業 プランテーション 農業 建設業 サービス産業 	<ul style="list-style-type: none"> インドネシア カンボジア ネパール ミャンマー ラオス ベトナム フィリピン (男性のみ) パキスタン スリランカ タイ トルクメニスタン ウズベキスタン カザフスタン
<ul style="list-style-type: none"> サービス業（料理人、卸売/小売、理髪師、金属/スクラップ/リサイクル、繊維） 建設業（高圧線整備のみ） 農業 プランテーション 	<ul style="list-style-type: none"> インド

認可は各事例の利点に基づいてなされ、その都度定められる条件に従う。適格なマレーシア人や永住権資格者がどうしても見つからない場合のみ、外国人労働者の雇用申請が考慮される。

外国人労働者に対する年次課税は下記の通り。

認可セクター	年次課税 (マレーシア半島) リンギット	年次課税 (サバ/サラワク) リンギット
製造業	1,850	1,010
建設業	1,850	1,010
プランテーション	640	590
農業	640	410
サービス業	1,850	1,490
サービス業（アイランド・リゾート）	1,850	1,010

外国人労働者の申請はすべて、内務省のワンストップ・センターに提出する。ただし、外国人家事手伝いの申請は、マレーシア入国管理局に申請する。

外国人労働者の雇用に関する詳細については、マレーシア内務省のホームページを参照。 www.moha.gov.my